

# 平成24年度介護報酬改定案

## 介護老人福祉施設

### 説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<介護老人福祉施設>

重要:必ず確認すること!  
提出方法等は後日通知

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
介護老人福祉施設	・評価の見直し		※例 ◇介護福祉施設サービス費(Ⅱ):多床室 (平成24年4月1日以前に整備(建築中を含む)) 要介護1 651単位/日 → 630単位/日 要介護2 722単位/日 → 699単位/日 要介護3 792単位/日 → 770単位/日 要介護4 863単位/日 → 839単位/日 要介護5 933単位/日 → 907単位/日  ◇介護福祉施設サービス費(Ⅲ):多床室 (平成24年4月1日後に新設) 要介護1 623単位/日 要介護2 691単位/日 要介護3 762単位/日 要介護4 831単位/日 要介護5 898単位/日		1(3)H12告示21 P67~P70 2(2)H12通知40 P397~398	不要
	・入所者の重度化への対応の評価	・入所者のうち要介護4~5に該当する者の割合が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMIに該当する者の割合が65%以上、又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者の割合が15%以上  ・介護福祉士を常勤換算で入所者数6又はその端数を増すごとに1以上配置	◇日常生活継続支援加算 22単位/日→23単位/日	●入所者の割合 届出日前三月のそれぞれの末日時点の割合の平均を算出。届出月以降も、所定の割合以上であることが必要で、毎月記録する。 ●介護福祉士の員数 届出日前三月間における員数の平均を常勤換算方法を用いて算出した値が、必要人数を満たすこと。届出月以降も、所定の割合以上であることが必要。 ●当該加算を算定する場合、サービス提供体制強化加算は算定できない。	1(3)H12告示21 P70 2(2)H12通知40 P398~P399	必要
	・認知症への対応強化(算定要件の変更)	・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを行うこと	◇若年性認知症入所者受入加算 120単位/日	●認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定する場合、若年性認知症入所者受入加算は算定できない。	1(3)H12告示21 P70 2(2)H12通知40 P400(準用 P383)	必要
	・認知症への対応強化	・医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合	◆認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日(入所した日から7日を限度)	●一時的に入所することにより、利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものであるため、入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定し、入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにすること。 ●当該加算を算定する場合、若年性認知症入所者受入加算は算定できない。	1(3)H12告示21 P74 2(2)H12通知40 P408~P409	

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆＝新規、◇＝一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
介護老人福祉施設	在宅復帰支援機能の強化(算定要件の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所期間が1月を越えると見込まれる入所者の退所に先立って、入所者が退所後生活する居宅を訪問し相談援助を行なった場合</li> <li>介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師</li> </ul>	◇退所前訪問相談援助加算 460単位/回(入所中1回(入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者は2回))	●入所者が他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く)に入所する場合であって、入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行なったときも含む。	1(3)H12告示21 P71～P72 2(2)H12通知40 P402	
	在宅復帰支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の退所後30日以内に入所の居宅を訪問して相談援助を行なった場合</li> <li>介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師</li> </ul>	◆退所後訪問相談援助加算 460単位/回(退所後1回)	●入所者が他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く)に入所する場合であって、入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行なったときも含む。	1(3)H12告示21 P71～P72 2(2)H12通知40 P402	
	経口維持の取組み(算定要件の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合</li> </ul>	◇経口維持加算(Ⅰ) 28単位/日 ◇経口維持加算(Ⅱ) 5単位/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医師の指示を追加</li> <li>歯科医師が指示を行う場合は、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。</li> </ul>	1(3)H12告示21 P73 2(2)H12通知40 P405～P406	
	口腔機能向上の取組み(算定要件の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言又は指導を月1回以上行っている場合</li> </ul>	◇口腔機能維持管理体制加算 30単位/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。</li> <li>歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行なうこと。</li> </ul>	1(3)H12告示21 P73 2(2)H12通知40 P406	
	口腔機能向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行っている場合</li> </ul>	◆口腔機能維持管理加算 110単位/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔機能維持管理体制加算を算定していること。</li> <li>訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月は、口腔機能維持管理加算は算定できない。</li> </ul>	1(3)H12告示21 P73～P74 2(2)H12通知40 P406	

◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり

介護報酬改定資料 ～介護老人福祉施設に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議  
別冊資料のページ

	ページ
1 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 21 号)	… P 67～75
2 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 39 号)	… P 313
3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期 入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定 施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴 う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	… P 397～409 準用 P383、384 387、395
4 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に ついて（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号厚生省老人保健福祉 局企画課長通知）	… P 599

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。